

序章 基本的事項

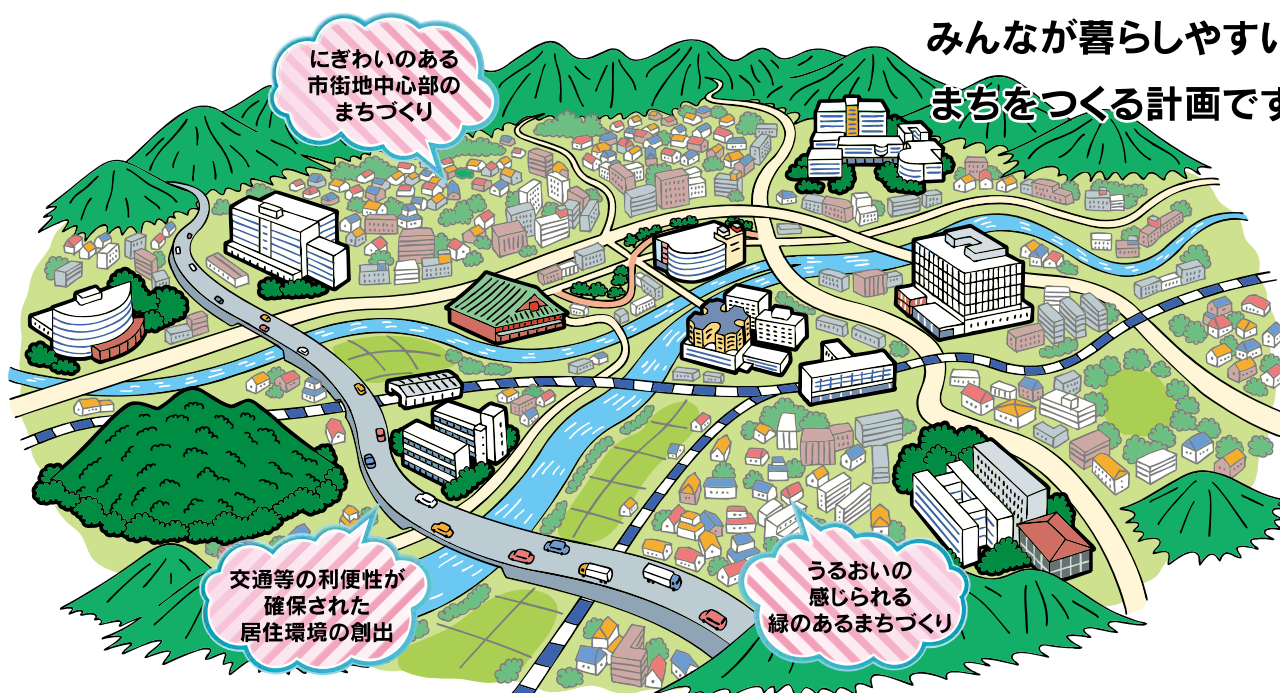
1. 都市計画マスタープランとは

「都市計画マスタープラン」とは、市町村が都市計画法(第 18 条の 2)に基づいて、市民の意見を反映させながら、都市の将来像や土地利用、道路、公園、下水道をはじめとする都市施設の整備方針等、基本的な方向性を示したまちづくりの総合的な指針です。

《都市計画マスタープランに定める事項》

- ・土地利用、拠点整備のあり方
- ・道路や公共交通のあり方
- ・公園・緑地や水辺環境のあり方
- ・防災、景観形成など都市空間整備のあり方

都市計画は
みんなが暮らしやすい
まちをつくる計画です



《役割》

● 将来の都市の姿を示すものです

都市の特性や課題を把握し、長期的視点に立った飯塚市の将来の都市の姿を示します。

● 市が決定する具体の都市計画の指針となります

将来像の実現に向けた土地利用の誘導や都市施設の整備に関する基本的な方針となります。この都市計画マスタープランに沿って、土地利用の誘導や道路、公園、下水道など具体の都市計画を進めていくことになります。

● 市民主体のまちづくりの指針となります

都市やゾーンの目標像を共有することで、市民が主体となったまちづくりの契機となるとともに、その際の円滑な合意形成に資するものです。市民、企業、行政などが連携してまちづくりを目指していく指針となります。

2. 改訂の背景

本市は、2006(平成 18)年 3 月 26 日に旧飯塚市、旧穂波町、旧庄内町、旧筑穂町、旧頼田町の 1 市 4 町が合併しました。その後 2010(平成 22)年 4 月に新たに飯塚市都市計画マスタープランを策定し、まちづくりを進めてきました。

しかし、策定から 10 年が経過し、人口減少や少子高齢化の進行、社会保障費や老朽化した都市施設の更新費用の増大に伴う財政制約の高まり、頻発する自然災害を背景に防災に関する意識の高まりなど、本市を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。

また、2017(平成 29)年 1 月には、本市をはじめ、直方市、田川市、宮若市、嘉麻市、小竹町、鞍手町、桂川町、添田町、川崎町の 10 市町が「筑豊広域都市計画区域」と位置付けられ、「筑豊都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(福岡県決定)」において、本市は、筑豊都市圏における中心的役割の発揮がより一層求められています。

さらに、2015(平成 27)年 9 月の国連サミットにおいて、持続可能な開発目標(SDGs)が採択され、先進国・途上国すべての国を対象に、経済、社会、環境の 3 つの側面のバランスがとれた社会的基盤を 2030 年までに達成することが目標とされています。

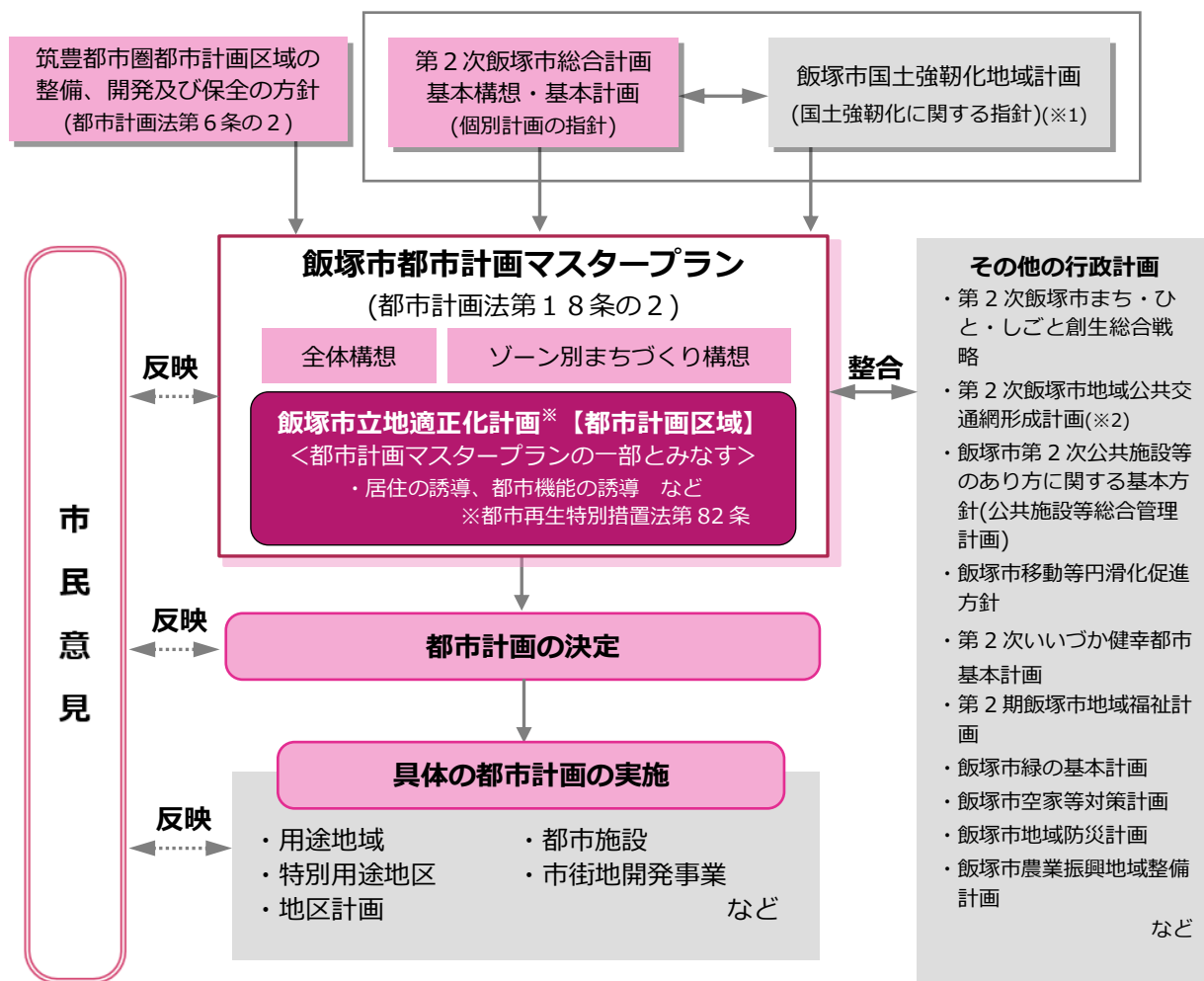
今回は、社会情勢の変化や関係法令の改正、都市の状況、まちづくりにおける最上位計画である「第 2 次飯塚市総合計画」の策定や「飯塚市立地適正化計画」の策定、持続可能な開発目標への貢献など、本市を取り巻く状況が変化していることから、こうした状況に的確に対応した内容とするため、改訂を行います。



■ 持続可能な開発目標(SDGs)

3. 計画の位置づけ

都市計画マスタープランとは、「第2次飯塚市総合計画」「筑豊都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(福岡県決定)」などの上位計画を踏まえ、都市の目標像や土地利用の基本方針あるいは都市施設(道路・公園・下水道など)の整備方針などを明らかにすることにより、都市計画の総合的な指針としての役割を果たすものです。



■ 都市計画マスタープランの位置づけ

※1 飯塚市国土強靱化地域計画(国土強靱化に関する指針)
令和4年3月策定予定。

※2 地域公共交通網形成計画
「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の規定に基づく計画。2020(令和2)年度の同法改正に伴い名称が「地域公共交通計画」に改められたため、第2次飯塚市地域公共交通網形成計画は、計画期間中(令和4年度末まで)は改正法に基づく「地域公共交通計画」とみなされることになっています。

4. 目標年次

本計画は、10年後の、2031(令和13)年を目標年次とします。

ただし、社会情勢の変化や法制度の改正、上位計画等の改訂、住民ニーズの変化等に対応して、計画期間内であっても必要に応じて見直しを行うものとします。

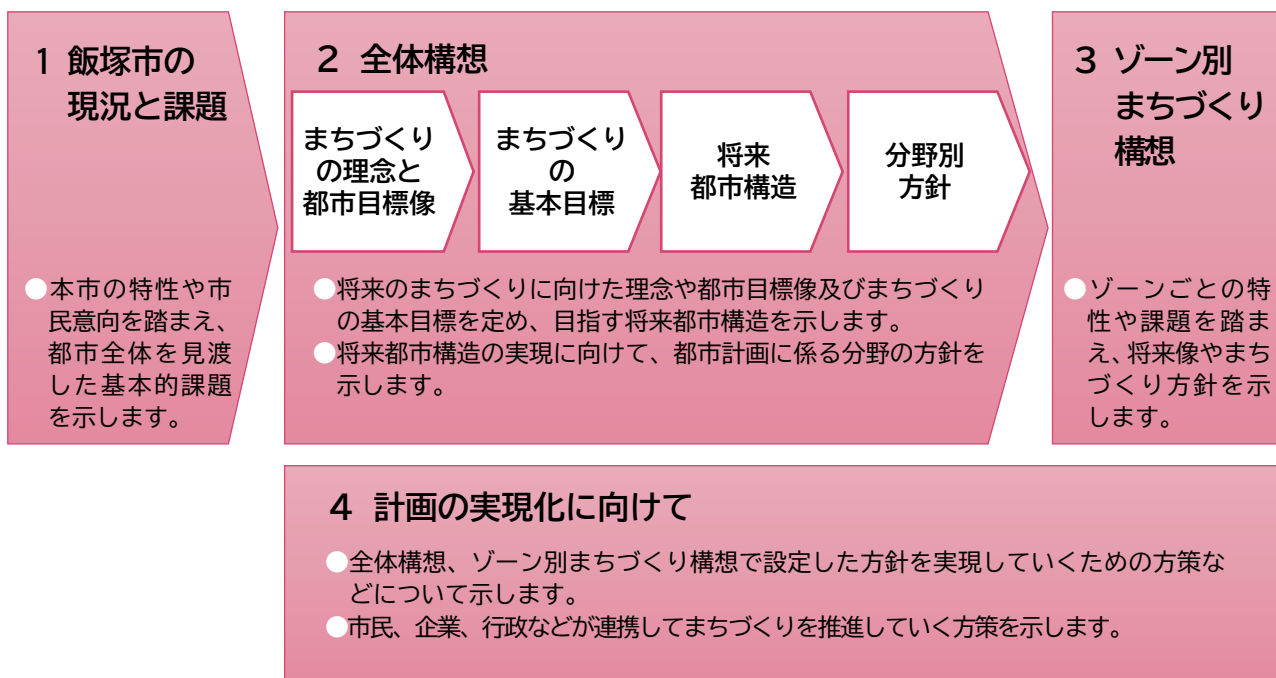
5. 対象区域

市全域を対象範囲とします。本来、都市計画を定める範囲は、都市計画区域内となりますが、本市の取り組みとしては、広域的な視点を持ちながら、都市計画の手法以外の様々な分野の取り組みと連携して、市全域のまちづくりを進めていくことが重要であるため、市全域を対象範囲とするものです。

6. 計画の構成

第2章「全体構想」は、市域全体の目指すべき都市目標像とそれを支える土地利用、拠点整備、交通体系整備、水・緑・歴史のまちづくり、上下水道・供給処理施設等整備、都市防災・防犯など、全市の都市計画の総合的な推進を図るための指針を定めます。

第3章「ゾーン別まちづくり構想」は、地域住民や事業者、行政が協働して、地域の生活環境の向上や地域資源を活かした魅力づくり等に取り組む指針として、ゾーン別のまちづくりの方針を定めるものです。



■ 都市計画マスタープランの構成

7. これまでのまちづくりの主な取組

本市では、現行の都市計画マスタープランの策定以降、以下の取り組みを進めてきました。

<主な取組>

分野	具体的取組
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ● 共生社会の実現に向けた「飯塚市移動等円滑化促進方針」策定。 ● 拠点連携型の都市の推進に向け中心市街地活性化事業(吉原町1番地区、ダイマル跡地事業地区、飯塚本町東地区)の実施。 ● 「飯塚市立地適正化計画」策定。
拠点整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民公園運動広場における新体育館の建設事業の推進。 ● 中心市街地の空き店舗の減少を目的として、空き店舗対策事業の推進。 ● 立岩交流センター等の拠点整備の推進。 ● ウォーキングコースの整備。各種ウォーキングイベントの開催。 ● 飯塚市版官民連携まちづくり事業の推進。 ● いいづかスポーツ・リゾートの整備。 ● 飯塚市地方卸売市場の移転新築。
交通ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市計画道路 鯉田中線開通。 ● 都市計画道路 新飯塚潤野線事業に着手。 ● 国道201号八木山バイパス4車線化事業に着手。 ● 市立小中一貫校周辺道路の環境整備として歩道設置・歩道拡幅事業に着手。 ● コミュニティバス・予約乗合タクシー運行開始。 ● 観光スポット、交通機関、公共施設にてシェアサイクル実証実験開始。 ● 地域の公共交通網のすがたを明らかにした「地域公共交通網形成計画」策定。
水・緑・歴史のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 「飯塚市公園等ストック再編計画」策定。 ● 「飯塚市公園施設長寿命化計画」に基づき整備を推進。 ● 「飯塚市緑の基本計画」策定。 ● 「飯塚市汚水処理構想」策定。 ● 「公共下水道事業」の事業計画に基づき整備を推進。 ● 公共下水道事業や浄化槽設置事業による水洗化の推進。 ● 旧伊藤家住宅(旧伊藤伝右衛門邸)の保存整備の計画的な実施、環境整備。 ● 市民との協働による、花いっぱい推進活動等の実施。 ● 河川敷及び市民広場の維持管理。
安全・安心して暮らせるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 「飯塚市防災(浸水)対策基本計画」に基づき、浸水対策事業によるポンプ場の新設や水路改修等の整備。 ● 土砂、浸水ハザードマップの作成、全戸配布。